

パブリックコメントの結果について

募集期間：令和6年1月22日～令和6年2月21日

応募件数：7件

7名の方から延べ14件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文書修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
0件	0件	0件	0件	14件	14件

【文書修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】・・・既に記述済みのもの

【検討】・・・計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見等の詳細及び回答

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	Eメール	<p>弘前市内に住所を有する人</p> <p>弘前市内に勤務する人</p> <p>弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人</p>	<p>1. 弘前市民の所得に関わって</p> <p>第9期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）によれば、令和5年度の介護保険の第1号被保険者のうち、所得段階1（課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人―生活保護受給者等・市町村民税非課税世帯）に該当する高齢者は13,149人、同第2段階（課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人―市町村民税非課税世帯）に該当する高齢者は5,685人、同第3段階（市町村民税非課税世帯で上記に該当しない人）は4,381人、そして、同第4段階（課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人―市町村民税課税世帯、市町村民税本人非課税者）は6,463人おり、合計29,678人おり、全高齢者中54.9%を占めています。これらの方々にも軽減されているとはいえ、高すぎる介護保険料等の社会保険料が賦課されています。</p> <p>また、「弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査調査結果報告書」（令和5年3月）によれば、経済状況について、「やや苦しい」が30.8%、「大変苦しい」が10.1%となっています。「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせた“苦しい方”は40.9%となっています。</p> <p>こうした状況を考えると、そもそも人間にとって欠くことのできない水、水資源へのアクセス権を脅かす本件値上げ案は、長引く物価高騰とも相俟って、とりわけ経済的弱者に対しては影響が大きく、行なうべきではないものといわざるを得ません。少なくとも現行の料金を維持すべきです。</p>	<p>【その他】</p> <p>市民の皆さまへの負担増をお願いするばかりでは、理解を得られないことから、市においても、これまで様々な経営努力を行ってきたところであります。</p> <p>主なものとしては、①平成22年度の上下水道事業統合や平成28年度からの包括業務委託など、組織体制のスリム化により職員を39人削減、②令和元年度に策定した資産管理計画（アセットマネジメント）に基づく施設の更新費用（40年間で約832億円）の削減、③今後の人口規模（水需要）に応じた新樋の口浄水場建設（浄水場規模縮小による削減効果は約50億円）などが挙げられます。</p> <p>しかし、このように様々な取組みを実施しても、「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金の残高が底を付き、上下水道事業の継続が困難となることから、令和7年度に大きな幅での値上げはせず、令和10年度、令和13年度の3回に分け、段階的に値上げすることにより市民の皆さまの負担を最小限に抑えたいと考えております。</p>

2	Eメール	<p>弘前市内に住所を有する人</p> <p>弘前市内に勤務する人</p> <p>弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人</p>	<p>2. 上下水道に係る土木建築工事の高止まりする落札率</p> <p>例えば令和4年度における設備などの予定価格5千万円以上の工事契約に関わっては、入札の際にその金額を下回った金額で応札すると失格になる最低制限価格が予定価格の91.7%、93.6%、93.8%などとなっており、必然的に予定価格に対する落札価格の割合である落札率も高止まりとなっています。</p> <p>令和4年度弘前市水道事業会計決算書によれば、現年度工事合計金額は19億38百万円余、繰越工事は1億6573万円余などとなっています。同様に、令和4年度弘前市下水道事業会計決算書によれば、現年度工事5億9611万円、繰越工事2億6千万円となっています。これら総額は29億5984万円です。これら工事の落札率を1%下げると当市ではどの程度の工事代金の残余が生まれるのでしょうか。2%だとどのくらいになるのでしょうか。</p> <p>契約制度を見直すなどして残余を増やし、少なくとも現行の料金を維持すべきです。</p>	<p>【その他】</p> <p>市では、公共工事の発注にあたり、工事における適正な施工と品質の確保を図るため、また、ダンピング受注等の防止を図るため、弘前市建設工事最低制限価格制度要領に基づき、最低制限価格を設定しております。</p> <p>令和4年度の競争入札において、水道事業の場合、落札率が1%下がると差額は約1千645万7千円（税込みの当初契約額、以下同。）、落札率が2%下がると差額は約2千613万9千円、下水道工事の場合、落札率が1%下がると差額は約5千921万8千円、落札率が2%下がると差額は約6千936万5千円となります。（※最低制限価格による下限を反映しない場合の試算です）</p> <p>入札・契約制度につきましては、定期的に市で検討し、見直しをしながら運用して参りたいと考えています。</p>
3	Eメール	<p>弘前市内に住所を有する人</p> <p>弘前市内に勤務する人</p> <p>弘前市に対して納税義務がある</p>	<p>3. 本件料金改定案を審議した弘前市上下水道事業経営審議会委員に会長職務代理者として名を連ねる利害関係者</p> <p>水道事業に欠かせない管工事に関わって、弘前管工事業協同組合の組合員が本件値上げ案を審議し、答申した弘前市上下水道事業経営審議会委員に会長職務代理者として就いています。しかもその方は市付属機関のメンバーという以上に会長職務代理者になるくらいですから市内の事業者のなかでも大きな影響をもっている方ではないでしょうか。利益相反に該当するのでしょうか。</p> <p>このような審議会の在り方、審議会委員の構成のもとで答申さ</p>	<p>【その他】</p> <p>弘前市上下水道事業経営審議会の委員については、有識者、団体から推薦された者、公募による市民で構成されており、ご意見にあるような特定の組合員を委員に選任しているものではありません。</p> <p>会議においては、各委員がそれぞれの立場で意見を述べるものであり、また、会議録を毎回公表しているよう</p>

		人、または寄附を行う人	れた本件値上げ案は容認されるべきではありません。即時撤回してください。	に、特定の委員による意見の誘導は無いものと認識しております。 現在、当審議会では料金改定の審議は継続中であり、今後、パブリックコメントの結果を踏まえたさらなる審議の上、答申は令和6年度にいただく見込みです。
4	郵送	弘前市内に住所を有する人 弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料の値上げはしないでください。値上げに反対です。 ・多額の基金があると聞いています。それを活用してほしいです。 ・物価値上げのなか、生活が厳しいです。是非解って下さい。 	<p>【その他】</p> <p>当市の上下水道事業は、法令で「地方公営企業」とされており、市民の皆さまからいただく料金で賄う「独立採算制の原則」により経営を行っております。</p> <p>このため、上下水道事業に関する基金はなく、一般会計などの他の会計の基金を上下水道会計に繰り入れることは地方公営企業の主旨にそぐわないものであります。</p> <p>このまま料金改定を行わない場合、「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金残高は、水道事業は令和11年度、下水道事業は令和7年度にマイナスとなり、上下水道事業の継続が困難となります。</p> <p>これらのことから、市民の皆さまにこれまで同様、快適に上下水道をご利用していただくためにも、今回の料金改定についてご理解をお願いいたします。</p>
5	郵送	弘前市内に住所を有する人	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度、10年度、13年度の3年度おきに値上げ予定で最初の令和7年度に水道料金10.9%、下水道使用料17.9%の値上げ予定と 	<p>【その他】</p> <p>当市の上下水道事業は、法令で「地</p>

		<p>る人</p> <p>弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人</p>	<p>知り、その高さにおどろきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の暮らしは物価高の中で大変です、値上げに反対です。 ・弘前市の上下水道事業は、多額の基金があると聞いています。まず、それも使ってください。 	<p>方公営企業」とされており、市民の皆さまからいただく料金で賄う「独立採算制の原則」により経営を行っております。</p> <p>このため、上下水道事業に関する基金はなく、一般会計などの他の会計の基金を上下水道会計に繰り入れることは地方公営企業の主旨にそぐわないものであります。</p> <p>このまま料金改定を行わない場合、「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金残高は、水道事業は令和11年度、下水道事業は令和7年度にマイナスとなり、上下水道事業の継続が困難となることから、市民の皆さまにこれまでと同様、快適に上下水道をご利用していただくため、このたび料金改定を行うものであります。</p> <p>なお、料金改定については、市民の皆さまの負担を最小限に抑えることに主眼を置き、令和7年度に大きく改定せず、令和10年度、令和13年度の3回に分けて、かつ1回あたりの改定額を1,000円程度にしようとするものでありますので、ご理解をお願いいたします。</p>
6	郵送	<p>弘前市内に住所を有する人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・値上げは反対です。 ・物価高騰で市民は生活苦で大変です。 ・水道事業は市民の「いのちに関わる事業」ですので考えて下さい。 	<p>【その他】</p> <p>水道法第1条では、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供</p>

		弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人		<p>給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」とあり、当市においても水道事業は市民の「暮らしといのち」に関わるものと認識しております。</p> <p>一方で、当市の上下水道事業は、法令に基づく「地方公営企業」であり、「独立採算制の原則」により経営を行わなければなりません。</p> <p>現状の料金体系のままでは、「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金残高は、水道事業は令和11年度、下水道事業は令和7年度にマイナスとなり、上下水道事業の継続が困難となることから、これまで同様、快適にご利用していただくためにも、今回の料金改定についてご理解をお願いいたします。</p>
7	Eメール	弘前市内に住所を有する人 弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人	(1) 弘前市上下水道事業経営審議会・令和5年10月17日の会議録（要約版）の3ページに、佐々木委員が「以前の会議で、下水道使用料は上がらなくてもよいのではという内容だったのが、上げざるを得なくなったという」と述べています。 「以前の会議」で上げなくてもよいと判断していた理由と、その判断を変えた根拠について、詳しく教えていただきたい。	<p>【その他】</p> <p>資産整理の精度と使用料収入の見込みを再検証した結果に基づくものになります。</p> <p>令和4年度までに下水道施設の資産状況を整理し、施設の老朽化に伴う維持管理、施設更新に必要な費用や、水需要に伴う下水道使用料の見通しについて再整理しました。</p> <p>また、県の施設である岩木川流域下水道事業の維持管理負担金や、当市の維持管理費の上昇も要因の一つとなっております。</p>

				<p>維持管理負担金は、当市を含む市町村で負担しておりますが、物価高騰などにより、当初の計画より増加傾向で推移する計画が示され、それに伴い財政計画を見直した結果、現在の料金体系のままでは「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金の残高が令和7年度にマイナスとなり、下水道事業の継続が困難となることから、料金改定を行う判断をしたものであります。</p>
8	Eメール	<p>弘前市内に住所を有する人</p> <p>弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人</p>	<p>(2) 諸物価が高騰している中で、水道料金・下水道使用料も値上げされると、市民の生活が更に苦しくなるので、値上げは、最大限、抑えてほしい。多額な未処分利益剰余金があるのだから、ギリギリまで値上げをするのは控えてほしい。</p>	<p>【その他】</p> <p>当年度の決算において発生した「未処分利益剰余金」については、地方公営企業の規定に基づき、議会の議決を経て用途を決定し、処分していることから、剰余金が未処分のまま積み上がっているものではありません。</p> <p>このまま料金改定を行わない場合、「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金残高は、水道事業は令和11年度、下水道事業は令和7年度にマイナスとなり、上下水道事業の継続が困難となることから料金改定を行うものです。</p> <p>なお、物価高騰などによる、市民の皆さまの負担を最小限に抑えることに主眼を置き、令和7年度に大きく改定せず、令和10年度、令和13年度の3回に分けて、かつ1回あたりの改定額を一般的な家庭で月1,000円程度にし</p>

				ようとするものでありますので、ご理解をお願いいたします。
9	ファクス	弘前市内に住所を有する人 弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人	(1) 改定案 6 ページ いずれの案も、結果的に 3 割程度の引上げの改定であり、許容できるものではない。 昨今の物価高に見合わない給料・年金額等からみても、引上げは大変厳しい。 市民への水道の供給は、自治体の責任であり、国等に交付金を求める、又は市の一般会計等からの繰入も含めて再検討すべきです。	【その他】 当市の水道事業は、法令で「地方公営企業」とされており、市民の皆さまからいただく料金で賄う「独立採算制の原則」により経営を行っております。 また、国で定めた基準に基づき、一般会計からの繰入も行い、さらには、建設改良費の財源の一部として国の交付金なども可能な限り活用しているところですが。 しかしながら、料金収入の減少や老朽化した施設・設備の更新費用の増加により、「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金残高は、このまま料金改定を行わない場合、令和 11 年度にマイナスとなり、水道事業の継続が困難となります。 これらのことから、市民の皆さまにこれまで同様、快適に水道をご利用していただくためにも、今回の料金改定についてご理解をお願いいたします。
10	ファクス	弘前市内に住所を有する人 弘前市に対して納税義務がある	(2) 改定案 12 ページ いずれの案も、結果的に 5 割程度の引上げの改定であり、許容できるものではない。 昨今の物価高に見合わない給料・年金額等からみても、引上げは大変厳しい。 市民への下水道の提供は、自治体の責任であり、国等に交付金を求める、又は市の一般会計等からの繰入も含めて再検討すべき	【その他】 当市の下水道事業は、法令で「地方公営企業」とされており、市民の皆さまからいただく料金で賄う「独立採算制の原則」により経営を行っております。 また、国で定めた基準に基づき、一

		人、または寄附を行う人	です。	<p>般会計からの繰入も行い、さらには、建設改良費の財源の一部として国の交付金なども可能な限り活用しているところではあります。</p> <p>しかしながら、料金収入の減少や老朽化した施設・設備の更新費用の増加により、「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金残高は、このまま料金改定を行わない場合、令和7年度にマイナスとなり、下水道事業の継続が困難となります。</p> <p>これらのことから、市民の皆さまにこれまで同様、快適に下水道をご利用していただくためにも、今回の料金改定についてご理解をお願いいたします。</p>
11	アイディアポスト	<p>弘前市内に住所を有する人</p> <p>弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人</p>	(1) 電気・ガス・電話・タクシーなどは、基本料金+使用分の料金ですが、水道・下水道の料金設定が大枠の10 m ³ ・15 m ³ ・20 m ³ になっているのか。使用分料金を納めるのが平等ではないか。	<p>【その他】</p> <p>10 m³・15 m³・20 m³の料金をお示しているのは、料金を比較する参考にしていただくためであります。</p> <p>現在、当市の料金体系では、基本料金は10 m³までで、11 m³以上については従量料金として別に定めており、使用者の皆さまから平等に料金を納めていただいているところです。</p>
12	アイディアポスト	<p>弘前市内に住所を有する人</p> <p>弘前市に対</p>	(2) 私は1か月の使用量が2 m ³ ～3 m ³ です。使用量の少ない世帯の負担を抑えた市の案に委員から「抑制分を代わりに負担する世帯の増額幅が大きく現実的でない」と声が上がったそうですが、なぜ3 m ³ の世帯と10 m ³ の世帯が同じ料金でなければならないのか（私は1 m ³ 当り1,015円。10 m ³ 使用者は304円で3倍の負担で	<p>【その他】</p> <p>基本料金は、水道メーターなど固定的に必要となる費用を賄うため、また、従量料金は、薬品費や動力費など水量に応じて賄うため、利用者負担</p>

		して納税義務がある人、または寄附を行う人	す)。 そこで、5 m ³ の料金設定はできないでしょうか。2,500 円程度で結構ですが。	していただいているものであります。 5 m ³ の料金設定を行った場合、使用水量が多い利用者ほど従量料金が高くなる試算結果となったことから、今後も人口推計や1世帯当たりの人数などを考慮した料金の検討が必要であると考えます。
13	アイディアポスト	弘前市内に住所を有する人 弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人	(3) 水の使用が少ないことは給水施設及び下水処理施設への負担が少なくてすむのでは。	【その他】 施設への負荷の大小に関わらず、耐用年数が経過している施設は更新が必要であり、経費がかかります。 その費用を抑えるために、施設の更新時期を見極め、財政計画策定が必要であると考えます。
14	アイディアポスト	弘前市内に住所を有する人 弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人	(4) 今回 10 m ³ は 429 円の値上げですが、今回含め 3 回値上がりするという事は、13 年度には 1,287 円値上がりするわけであり、将来がこわいです。2019 年 10 月に値上げしたのが 56 円なのが今回は 429 円と大幅に上がったのがなぜなのか。人口減少や古くなった施設や管を更新するという事はわかりきっている事でこれを値上げの理由にするのは？これからの気象状況で何があるかわからない。基金・積み立て的な事ができないのですか。 将来への蓄えをしてもらいたいです。	【その他】 2019 年 10 月の料金改定は、消費税増税分のもので、税抜金額は平成 24 年から現在まで据え置きのまま経営を行ってまいりました。 しかしながら、水需要の減少による料金収入の減少や、老朽化した施設・設備の物価高などの要因による更新費用の増加により、「地方公営企業の貯金」にあたる内部留保資金残高は、現在の料金体系では、水道事業は令和 11 年度、下水道事業は令和 7 年度にマイナスとなり、上下水道事業の継続が困難となることから、料金改定を行うも

				のですので、ご理解をお願いいたします。
--	--	--	--	---------------------